

第2回世羅町議会定例会会議録

令和8年6月19日

第4日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和 8 年 第 2 回世羅町議会定例会 (第 4 号)

令和 8 年 6 月 19 日

午前 9 時 00 分開議

於：世羅町役場議場

第 1	議案第 39 号	財産の取得について
第 2	議案第 40 号	財産の取得について
第 3	議案第 41 号	財産の取得について
第 4	陳情第 3 号	町道福田福井線道路拡幅について（要望）
第 5	請願第 4 号	「尾道」ナンバー導入に関する請願書
第 6	陳情第 5 号	公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情
第 7	陳情第 6 号	東京都新宿区や全国自治体で顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底と早期の実態把握を求める陳情
第 8	陳情第 7 号	憲法 9 条に自衛隊を書き込み、緊急事態条項を創設する改憲に反対することを求める陳情書
第 9	陳情第 8 号	国に非核 3 原則を守り、その実行を求める陳情書
第 10	陳情第 9 号	全国一律最低賃金制の実現と中小企業への支援を求める陳情
第 11	陳情第 10 号	若者も高齢者も安心して老後が暮らせるよう、物価上昇に見合う年金の引き上げを求める陳情書
第 12	陳情第 11 号	誰もがどこに住んでいても、安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書
第 13	陳情第 12 号	学校のすべての教室および体育館へのエアコン設置と小中学校給食費の完全な無償化を求める陳情書
第 14		総務文教常任委員会報告
第 15		産業建設常任委員会報告

第 16	議会広報広聴常任委員会報告
第 17	議会改革調査特別委員会調査中間報告
第 18	議員派遣について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	亀 田 知 宏	2 番	佐 倉 悠 希
3 番	矢 山 靖	4 番	宗 重 博 之
5 番	佐々木浩康	6 番	福 永 貴 弘
7 番	向 谷 伸 二	8 番	上 本 剛
9 番	松 尾 陽 子	10 番	藤 井 照 憲
11 番	田 原 賢 司	12 番	高 橋 公 時

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長	奥 田 正 和	副 町 長	金 廣 隆 徳
会 計 課 長	市 尻 孝 志	総 務 課 長	升 行 真 路
財 政 課 長	矢 崎 克 生	企 画 課 長	藤 川 道 代
税 務 課 長	小 林 英 美	町 民 課 長	道 添 毅
子育て支援課長	藤 井 博 美	健康保険課長	宮 崎 満 香
福 祉 課 長	和 泉 美 智 子	産業振興課長	住 田 谷 保
商工観光課長	山 崎 誠	建 設 課 長	福 本 宏 道
上下水道課長	広 山 幸 治	せらにし支所長	前 川 弘 樹
教 育 長	早 間 貴 之	学校教育課長	山 藤 弘 基
社会教育課長	向 原 孝 樹		

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長	黒 木 康 範	書 記	間 處 俊 彦
嘱 託 書 記	貞 光 有 子		

開 議 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（高橋公時） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

この際、日程第1 議案第39号 財産の取得についてから日程第3 議案第41号 財産の取得についての「3件」について関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（升行真路） おはようございます。追加議案3ページをお開きください。

議案第39号

財産の取得について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年世羅町条例第56号)第3条の規定により、別紙のとおり財産を取得することについて、町議会の議決を求める。

令和8年6月19日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

小型動力ポンプ付軽積載車購入について、3者による指名競争入札執行の結果、令和8年5月27日、荒谷オート株式会社 代表取締役 荒谷 勝之に落札決定したので、物品購入契約を締結したい。

1 財産の表示

種 類	内 容	数 量
車 輦	小型動力ポンプ付軽積載車 (第2分団第2部1班)	1 台

2 取得価格

小型動力ポンプ付軽積載車 (第2分団第2部1班)

8,569,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 779,000 円)

3 相手方

荒谷オート株式会社

代表取締役 荒谷 勝之

(詳細説明)

続きまして追加議案5ページをお開きください。

議案第40号

財産の取得について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年世羅町条例第56号)第3条の規定により、別紙のとおり財産を取得することについて、町議会の議決を求める。

令和8年6月19日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

小型動力ポンプ付積載車購入について、3者による指名競争入札執行の結果、令和8年5月27日、有限会社セラオート 代表取締役 糀谷 彰に落札決定したので、物品購入契約を締結したい。

1 財産の表示

種 類	内 容	数 量
車 輦	小型動力ポンプ付積載車 (第2分団第3部4班)	1 台

2 取得価格

小型動力ポンプ付積載車 (第2分団第3部4班)

12,958,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 1,178,000 円)

3 相手方

有限会社セラオート

代表取締役 糴谷 彰

(詳細説明)

続きまして追加議案7ページをお開きください。

議案第41号

財産の取得について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年世羅町条例第56号)第3条の規定により、別紙のとおり財産を取得することについて、町議会の議決を求める。

令和8年6月19日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

小型動力ポンプ付積載車購入について、3者による指名競争入札執行の結果、令和8年5月27日、荒谷オート株式会社 代表取締役 荒谷 勝之に落札決定したので、物品購入契約を締結したい。

1 財産の表示

種 類	内 容	数 量
車 輛	小型動力ポンプ付積載車 (第 5 分団第 3 部 2 班)	1 台

2 取得価格

小型動力ポンプ付積載車 (第 5 分団第 3 部 2 班)

13,299,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 1,209,000 円)

3 相手方

荒谷オート株式会社

代表取締役 荒谷 勝之

(詳細説明)

○議長 (高橋公時) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑は議案第 39 号から 41 号の 3 件を一括して行います。

質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第 39 号 財産の取得について討論はありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 81 条の 2 第 2 項により、表決の確定の宣告がなされた場合

において、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成全員)

賛成全員 であります。

したがって、議案第 39 号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 40 号 財産の取得について討論はありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 81 条の 2 第 2 項により、表決の確定の宣告がなされた場合において、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成全員)

賛成全員 であります。

したがって、議案第 40 号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 41 号 財産の取得について討論はありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 81 条の 2 第 2 項により、表決の確定の宣告がなされた場合において、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

〔「なし」の声あり〕

なしと認め表決を確定します。

（賛成全員）

賛成全員 であります。

したがって、議案第 41 号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

この際、日程第 4 陳情第 3 号 「町道福田福井線道路拡幅について（要望）」から日程第 13 陳情第 12 号 「学校のすべての教室および体育館へのエアコン設置と小中学校給食費の完全な無償化を求める陳情書」までの 10 件を「一括議題」とします。

日程第 4 から 日程第 13 までの 10 件については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について委員長の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員長から、陳情第 5 号、陳情第 6 号、陳情第 7 号、陳情第 8 号、陳情第 9 号、陳情第 10 号、陳情第 11 号、及び陳情第 12 号について、報告を求めます。

まず、陳情第 5 号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 令和 8 年 6 月 19 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

総務文教常任委員会

委員長 松尾 陽子

総務文教常任委員会審査報告

6月9日の本会議において本委員会に付託された陳情については、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和8年6月16日（火）午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 松尾陽子、宗重博之、佐倉悠希、佐々木浩康、田原賢治、
高橋公時

4 審査事項と結果

- （1）陳情第5号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

陳情提出者 広島県広島市中区宝町
学校教育の中立性と透明性を守る広島県民の会
提出者代表 松田幸士様

陳情の趣旨 公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針の確認。保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理の徹底。過去の修学旅行・平和学習等の記録の確認及びこの確認に基づき懸念が残る事例に関して必要な実態把握の実施を求めるという要望であります。

委員の意見 委員からは、「陳情趣旨は妥当と考えるので賛成である」「学校現場で多様な視点を持つということであれば、政治的中立性は不可欠と考えるので賛成である」との意見が出されました。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決しました。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。
（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第6号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 松尾委員長。

○9番（松尾陽子）

（2）陳情第6号 東京都新宿区や全国自治体で顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底と早期の実態把握を求める陳情

陳情提出者 広島県広島市中区宝町
パワハラから職員を守る広島県民の会
提出者代表 松田幸士様

陳情の趣旨 政党機関紙の勧誘行為に関して、庁舎内での物品販売や勧誘等する場合と同様に庁舎管理規則等による許可が必要であることの確認。地方議員からの勧誘による職員への心理的圧迫や断り切れずに購読している実態がないかの調査確認を行政に求める。また、心理的な圧迫を受けた職員が確認された場合に、当該職員の自由意思が尊重されるよう適切な対応を行うよう求める要望であります。

委員の意見 委員からは、「全国的にそういう実態があるということなので、実態を把握することは必要だと思うので賛成である」「陳情については賛成である。世羅町の実態把握のため、調査項目にあげて、確認をとるべきだったのではないか」との意見が出されました。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決しました。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第7号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 松尾委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

（３）陳情第７号 憲法９条に自衛隊を書き込み、緊急事態条項を創設する改憲に反対することを求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町

広島県労働組合総連合 議長 神部 泰様

陳情の趣旨 国および政府に対して、憲法９条に自衛隊を書込み、緊急事態条項を創設する改憲に反対することを求める意見書の提出を求めるという要望であります。

委員の意見 委員からは、「憲法改正は、国会で決めるべきことで、地方議会が判断するものではないと考えるので反対である」「憲法改正は、最終的には国民投票を経ると思うので、町議会での意見は不要と考える」との意見が出されました。

審査の結果 賛成なしにより「不採択すべきもの」と決しました。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第８号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 松尾委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

（４） 陳情第８号 国に非核３原則を守り、その実行を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町

広島県労働組合総連合 議長 神部 泰様

陳情の趣旨 国および政府に対して、日本政府は非核三原則を厳守し、世界に向けて核兵器禁止・廃絶を訴えることを求める意見書の提出を求めるという要望であります。

委員の意見 委員からは、「核の扱いについては、国としての明確な方針が示されていない中で、地方議会で意見を述べることは控えたい。国で、一定の方針がしめされたのちに議論すべきであると考えてるので反対である」との意見が出されました。

審査の結果 賛成なしにより「不採択すべきもの」と決しました。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第9号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 松尾委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

（5）陳情第9号 全国一律最低賃金制の実現と中小企業への支援を求める陳情

陳情提出者 広島市東区光町

広島県労働組合総連合 議長 神部 泰様

陳情の趣旨 国および政府に対して、最低賃金は最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制 1700 円以上」に法改正すること。並びに、最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への「賃上げ直接助成制度」の創設などの特別な支援策と財政措置を求める意見書の提出を求めるという要望であります。

委員の意見 委員からは、「全国一律 1700 円以上ということだが、地方、また中小企業の経営も圧迫すると思うので現実的ではない。財源も明確に示されていないので反対である」との意見が出されました。

審査の結果 賛成なしにより「不採択すべきもの」と決しました。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第 10 号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 松尾委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

（６）陳情第 10 号 若者も高齢者も安心して老後が暮らせるよう、物価上昇に見合う年金の引き上げを求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町

広島県労働組合総連合 議長 神部 泰様

陳情の趣旨 国および政府に対して、「マクロ経済スライド廃止と物価上昇に見合う年金引上げ」、「年金支給開始年齢を 65 歳以上に引き上げないこと」、「年金支給を隔月でなく、国際標準である毎月支給とすること」、「国際標準である『最低保障年金制度』を制定すること」、及び「公的年金積立金の計画的な取崩しにより、保険料引き下げや給付の財源に生かすこと」を求める意見書の提出を求めるという要望であります。

委員の意見 委員からは、「物価高騰にあわせて物価スライドを入れるとなると年金財政の方が持ちこたえられるのか。長寿命化もすすんでおり、国の予算が枯渇するようであれば、若い世代が不安を募ることになるので、堅実な年金財政の運用をはかるべきで反対である」との意見が出されました。

審査の結果 賛成なしにより「不採択すべきもの」と決しました。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第 11 号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 松尾委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

（７）陳情第 11 号 誰もがどこに住んでいても、安全・安心の医療・介護の実現
を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町

広島県労働組合総連合 議長 神部 泰様

陳情の趣旨 国および政府に対して、「公立公的病院の統廃合や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療、介護体制の充実を図ること」、「医療や介護現場の労働者の賃上げと人員配置増と、医療機関及び介護事業所の事業・経営が継続できる内容となるよう、診療報酬・介護報酬の再改定を実施すること」、及び「すべての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること」を求める意見書の提出を求めるという要望であります。

委員の意見 委員からは、「公立病院の統廃合、地域医療構想の見直しとあるが、現実的ではない」「国に助けを求めるより、自分たちのまちづくりを考えるべきである。全てにおいて、現状維持を求める意見なので賛同できない」との意見が出されました。

審査の結果 賛成なしにより「不採択すべきもの」と決しました。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第 12 号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 松尾委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

(8) 陳情第 12 号 学校のすべての教室および体育館へのエアコン設置と小中学校給食費の完全な無償化を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町

広島県労働組合総連合 議長 神部 泰様

陳情の趣旨 国および政府に対して、「小学校の給食費については、保護者負担が生じないよう予算措置すること。また、中学校の給食費無償化の早期実現に取り組むこと」、及び「国の責任で小中学校の給食費完全無償化を実現するよう国に要請すること」を求める意見書の提出を求めると共にこれらに加え「小・中学校の特別教室を含む全ての教室と体育館に可能な限り早急にエアコンを設置すること」の検討を求める要望であります。

委員の意見 委員からは、「設置する財源は国で用意されたとしても、その後の費用は、町の負担となる。本当に必要なのかしっかり吟味する必要がある。軽々に国に要望して設置するものではないと考える」との意見が出されました。

審査の結果 賛成なしにより「不採択すべきもの」と決しました。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 以上、総務文教常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長（高橋公時） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

陳情第 5 号 「公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情」の討論は、ありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。

陳情第5号 「公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情」に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第81条の2第2項により、表決の確定の宣告がなされた場合において、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成多数)

賛成多数 であります。

したがって、陳情第5号 「公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情」は委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第6号「東京都新宿区や全国自治体で顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底と早期の実態把握を求める陳情」の討論は、ありませんか。

○3番(矢山 靖) (挙手)

○議長(高橋公時) 委員長報告は「採択すべきもの」でありますので、まず反対討論の発言を許します。3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 私は、本陳情について、原案に反対の立場から討論を行います。

まず、本陳情では庁舎内における政党機関紙の勧誘行為について、職員が断れない状況や心理的圧力があることが前提とされています。私は、世羅町において職員が断れず購読させられている、あるいは心理的圧力を受けているといった実態について具体的に聞いたことはありません。本陳情は、東京都新宿区など一部自治体の事例をもとに、全国的な問題であるかのように述べています。しかし

ながら、他自治体の一部事例のみをもって、本町においても同様の問題が存在すると決めつけることは適切でないと考えます。また、日本においては、複数の政党や政治団体が政党新聞や広報紙を発行しています。にもかかわらず、本陳情は、実質的な特定政党のみを対象としているようにも受取られかねず、公平性の観点からも慎重であるべきと考えます。

さらに、議員と職員の関係については、議員からの勧誘は断りにくい力関係があるという前提で論じられています。しかし私は、議員と職員は本来、住民福祉の向上という共通の目的に向かって、それぞれの立場で役割を果たす存在であり、一方的な上下関係であるとは考えておりません。そして、本陳情で求められている実態調査については、大きな懸念があります。職員に対して、どの新聞を購読しているのか、どのような勧誘を受けたのかなど、行政が調査することは個人の思想信条や内心の自由に行政が踏み込むことに繋がりかねません。

日本国憲法第 19 条思想および良心の自由は、これを侵してはならないと定めています。また 21 条では、表現の自由や出版の自由が保障されています。政党機関紙の発行や購読の呼びかけも、憲法で保障された政治活動や言論活動の一つであって、その取扱いについては慎重であるべきだと考えます。また、購読の有無によって、議会活動や質問の姿勢が左右されるようなことはあってはならないと考えます。もちろん実際に、威圧的な行為やハラスメントがあれば、それは適切に対処されるべきです。しかし、具体的実態が本庁で確認されていない中で、思想信条に関わる調査を先行させることは慎重であるべきだと考えます。以上の理由から本陳情を採択することには反対いたします。

○議長（高橋公時） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。ありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。

陳情第 6 号「東京都新宿区や全国自治体で顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底と早期の実態把握を求める陳情」に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方は賛成のボタン

を、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 81 条の 2 第 2 項により、表決の確定の宣告がなされた場合において、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成多数)

賛成多数 であります。

したがって、陳情第 6 号「東京都新宿区や全国自治体で顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底と早期の実態把握を求める陳情」は委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 7 号 「憲法 9 条に自衛隊を書き込み、緊急事態条項を創設する改憲に反対することを求める陳情書」 の討論は、ありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。

陳情第 7 号 「憲法 9 条に自衛隊を書き込み、緊急事態条項を創設する改憲に反対することを求める陳情書」に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 81 条の 2 第 2 項により、表決の確定の宣告がなされた場合において、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成少数)

賛成少数 であります。

したがって、陳情第7号 「憲法9条に自衛隊を書き込み、緊急事態条項を創設する改憲に反対することを求める陳情書」は、不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第8号 「国に非核3原則を守り、その実行を求める陳情書」 の討論は、ありませんか。

○3番(矢山 靖) (挙手)

○議長(高橋公時) 委員長報告は「不採択すべきもの」でありますので、まず賛成討論の発言を許します。3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 私は本陳情について、原案に賛成する立場で討論いたします。世羅町は平成16年12月、「非核・平和のまち」宣言を行い、「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核3原則の完全な遵守を求めるとともに、戦争の悲惨さを伝え、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を町民生活に生かし、次の世代へ継承していく決意を示してきました。本陳情はまさにその宣言の理念に沿ったものであります。現在、世界各地で武力戦争や地域的な緊張が続いています。その中で、核兵器の役割を重視する議論や、核抑止力への存在を強める動きも見られます。しかし、ひとたび核兵器が使用されれば、そこにある命も暮らしも、地域社会も一瞬で失われます。その被害は人類そのものに対する脅威です。広島と長崎は、その現実を世界で唯一体験した被爆地です。被爆者の皆さんは、原爆の悲惨さを自ら体験し、2度と誰にも同じ苦しみを味わわせてはならないと訴え続けてこられました。私達広島県に暮らす者には、その思いを受け継ぎ、平和への意志を発信していく責任があるのではないのでしょうか。

また、非核3原則は長年にわたり国是として位置づけられてきたものであり、その堅持を求めることは決して特別な主張ではありません。本陳情は国に対して、非核3原則を守り、核兵器のない世界の実現に向けて努力することと求められております。世羅町が掲げてきた「非核・平和のまち」宣言の理念を実際の行動につなげていくためにも、本陳情を採択し、町議会として、意思を示す意義は

大変大きいと考えます。よって私は、本陳情に賛成するものであります。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、私の討論を終わります。

○議長（高橋公時） 次に本案に対する反対討論の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。

陳情第8号 「国に非核3原則を守り、その実行を求める陳情書」 に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第81条の2第2項により、表決の確定の宣告がなされた場合において、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

（「なし」の声あり）

なしと認め表決を確定します。

（賛成少数）

賛成少数 であります。

したがって、陳情第8号 「国に非核3原則を守り、その実行を求める陳情書」 は不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第9号 「全国一律最低賃金制の実現と中小企業への支援を求める陳情」 の討論は、ありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。

陳情第9号 「全国一律最低賃金制の実現と中小企業への支援を求める陳情」 に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 81 条の 2 第 2 項により、表決の確定の宣告がなされた場合において、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れ、押し間違いはありませんか
(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成少数)

賛成少数 であります。

したがって、陳情第 9 号 「全国一律最低賃金制の実現と中小企業への支援を求める陳情」は不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 10 号 「若者も高齢者も安心して老後が暮らせるよう、物価上昇に見合う年金の引き上げを求める陳情書」 の討論は、ありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。

陳情第 10 号 「若者も高齢者も安心して老後が暮らせるよう、物価上昇に見合う年金の引き上げを求める陳情書」 に対する委員長報告は、 不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 81 条の 2 第 2 項により、表決の確定の宣告がなされた場合において、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れ、押し間違いはありませんか
(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成少数)

賛成少数 であります。

したがって、陳情第 10 号 「若者も高齢者も安心して老後が暮らせるよう、物価上昇に見合う年金の引き上げを求める陳情書」は不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 11 号 「誰もがどこに住んでいても、安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書」 の討論は、ありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。

陳情第 11 号 「誰もがどこに住んでいても、安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書」 に対する委員長報告は、採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 81 条の 2 第 2 項により、表決の確定の宣告がなされた場合において、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

(「なし」の声あり)

なしと認め表決を確定します。

(賛成少数)

賛成少数 であります。

したがって、陳情第 11 号 「誰もがどこに住んでいても、安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書」は不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 12 号 「学校のすべての教室および体育館へのエアコン設置と小中学校給食費の完全な無償化を求める陳情書」の討論は、ありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。

陳情第 12 号 「学校のすべての教室および体育館へのエアコン設置と小中学校給食費の完全な無償化を求める陳情書」 に対する委員長報告は、 不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 81 条の 2 第 2 項により、表決の確定の宣告がなされた場合において、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

〔「なし」の声あり〕

なしと認め表決を確定します。

（賛成少数）

賛成少数 であります。

したがって、陳情第 12 号 「学校のすべての教室および体育館へのエアコン設置と小中学校給食費の完全な無償化を求める陳情書」 は不採択とすることに決定されました。

つぎに、産業建設常任委員長から、陳情第 3 号及び請願第 4 号について報告を求めます。

陳情第 3 号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（上本 剛）

世羅町議会議長 高橋 公時 様

産業建設常任委員会

委員長 上本 剛

産業建設常任委員会審査報告

6月9日の本会議において本委員会に付託された請願・陳情については、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和8年6月15日（月） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 上本 剛、矢山 靖、亀田知宏、福永貴弘、向谷伸二、
藤井照憲（高橋議長）

4 審査事項と結果

（1）陳情第3号 町道福田福井線道路拡幅について（要望）

陳情提出者 世羅郡世羅町山中福田

福田地域要望者代表 栗原 茂美様 外19名

陳情の趣旨 町道福田福井線は救急救命、災害、通学バスの運行等への重要な路線であり、町合併前に改良済みの区間を除く約600mの区間は道路幅員が狭く区間の拡幅改良、待避所の整備が必要であり、早急な取組みを求めるものでございます。

委員の意見 委員からは、「道路の全線拡幅は、地形上の制約から多額の費用を要するため、離合困難箇所への待避所整備やガードレール設置など、現実的な安全対策を優先して進めるべき」との意見が示されました。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決しました。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに 請願第4号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（上本 剛）

（2）請願第4号 「尾道」ナンバー導入に関する請願書

請願提出者 世羅郡世羅町西上原

世羅町商工会 会長 玉浦 洋明様

紹介議員 松尾 陽子議員

請願の趣旨 世羅・尾道圏域の地域振興、観光振興につなげるために、この地域へ「尾道」ナンバーの導入に向け取組むこと。並びに、図柄については、世羅町の意向が反映されたものとなるよう、町主導で検討されることを前提に尾道市と協議を進めることを求めるというものでございます。

委員の意見 委員からは、県内で広島市に次ぐ高い観光力を持つ尾道市と連携することは、世羅町の将来の観光振興において重要であるとの見解が示されました。

また、寄付金の活用方法についての質問に対し、紹介議員からは、現在の「福山」ナンバーは対象範囲が広く寄付金の使途が見えにくい一方、「世羅・尾道」のような狭い圏域であれば、地域振興に直結した具体的な活用が期待できるとの説明がございました。

一方で、「賛成の意見をほとんど聞かない」との実態も報告され、尾道市民が世羅町主導のデザインを十分に理解し受け入れるのか疑問であるとの意見も示されました。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決しました。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 以上、産業建設常任委員会に付託された請願・陳情の審査報告といたします。

○議長（高橋公時） 以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

陳情第3号 「町道福田福井線道路拡幅について（要望）」 の討論はありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。

陳情第3号 「町道福田福井線道路拡幅について（要望）」 に対する委員長報告は、不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第81条の2第2項により、表決の確定の宣告がなされた場合において、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

（「なし」の声あり）

なしと認め表決を確定します。

（賛成少数）

賛成少数 であります。

したがって、陳情第3号 「町道福田福井線道路拡幅について（要望）」は不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

請願第4号 「「尾道」ナンバー導入に関する請願書」の討論はありませんか。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 委員長報告は「不採択すべきもの」でありますので、

まず賛成討論の発言を許します。9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 私は、本請願の紹介議員として賛成の立場で討論させていただきます。本請願は世羅町商工会から提出された「尾道」ナンバー導入を求める請願です。私は、本請願の趣旨は、単なる自動車のナンバープレートの名称変更を求めるというものではなく、将来に向けた地域の発展と活性化を目指す取り組みとして意義ある提案であると考えます。

世羅町は古くから尾道市と経済的な結びつきが深く、住民の通勤、買い物、医療、観光などさまざまな分野で交流が行われています。そのような中で、「尾道」ナンバーの導入は、地域のつながりを見える形で示し、地域の一体感の醸成につ

なかるものと考えます。

さらに、尾道という名称は全国的な知名度を有しており、観光地としてのブランド力を持っています。農業と観光を主要産業とする世羅町にとって、そのブランド力を活用することは、地域の認知度向上や交流人口の拡大につながる可能性があります。人口減少や高齢化が進む中、私達は今だけではなく、10年後、20年後の世羅町の姿を見据えた施策を考えなければなりません。尾道ナンバーの導入は、移住定住の促進や地域のイメージ向上など、将来的な地域活性化に向けた一つの選択肢として、評価すべきものと考えます。世羅町の歴史や文化、豊かな自然を広域的なブランドを活用しながら、世羅町独自の魅力を発信していくことが重要です。経済効果は不透明であるとの意見もあります。確かに、具体的な効果を数値で表すことは困難です。しかし、地域振興の多くは、将来への投資であり、効果がすぐに現れるものばかりではありません。だからこそ、将来の可能性を広げる視点を持つことが必要です。さらに、住民の意見がわかれていることも承知しております。しかし、本請願は、地域経済を支える商工会から提出されたものであり、その思いを真摯に受止めるべきであると思います。請願制度の趣旨を尊重し、地域の将来について議論を深める契機とすることにも大きな意義があるのではないのでしょうか。以上の理由により、私は本請願に賛成いたします。議員の皆様のご賛同をお願いして、紹介議員としての賛成討論とさせていただきます。

○議長（高橋公時） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

ありませんね。

次に、賛成討論の発言を許します。4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 「尾道」ナンバー導入に関する請願について、原案に対する賛成の立場から意見を述べます。

まず、これまでの福山圏域との絆を大切にしたいという思いは私も同じです。その上で本件はそれを否定するものではなく、関係を守りながら、新たな発信力を加えるかが問われていると考えます。言い換えれば、守るか、変えるかではなく、守りながら、どう広げるかという選択です。

4年前に見送った議論を今、再び取上げるのは、その後の人口減少や経済環境の変化によって、現状のままでは町の未来を支えられるのかが問われているからだと思います。

ただし、緊急医療や広域行政、生活産業の基盤については、福山圏域との関係を前提とし、今後も維持強化していくべきです。この点では、本件について揺らぐものではないと考えます。一方で、尾道という高い認知度を持つ名称を、車両ナンバーに導入することには、効果と同時にリスクも伴います。

世羅町が単なる通過点となり、独自の魅力が踏ん張れる懸念は、率直に認める必要があります。したがって本件は、名称を変えるか否かではありません。変えた上で、尾道市とどう連携し、世羅の魅力をどう高めていくのかという覚悟の問題です。

1169年世羅は米の生産地として、尾道は港として役割を分けてきました。しかし、それは当時の地理的、経済的条件のもとで成立した関係で、そのまま現代に適用できるものではありません。今求められているのは、過去の再現ではありません。むしろ、現代における世羅の役割を設計し直すことです。

その上で、検証しながら進めることを前提として、少なくとも、以下を明確にしておく必要があります。

第1に、観光客数や特産品販売額など、具体的な成果指標を設定し、導入後3年を目途に検証を行う。第2に、ナンバー変更に伴う費用については、町民に一方的な負担を強いることがあってはいけません。したがって、必要に応じた支援策を講じる。第3に世羅町の魅力が埋没しないよう、デザインや工法における主体性を事前に明文化する。第4に、住民理解を前提とした丁寧かつ具体的な説明を尽くす。

ナンバープレートは変えても、変えなくても、車は走ります。しかし本件は、世羅町が外に向けて、どのように価値を発信していくか、その戦略の選択です。もちろん、現状維持も一つの選択です。その場合には、どのような成長戦略で、町の将来を支えるのかが同時に問われます。いずれを選ぶにしても必要なのは、その選択の理由を具体的に示すことです。

問われているのは、未来の世羅をどう描くかです。本件について私は世羅町の発信力を高める有効な手段であると判断します。その責任を引き受ける立場と

して、本請願に賛成いたします。

○議長（高橋公時） 次に本案に対する反対討論の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は電子表決システムにより行います。

請願第４号 「「尾道」ナンバー導入に関する請願書」に対する委員長報告は、不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第８１条の２第２項により、表決の確定の宣告がなされた場合において、いずれのボタンも押していない場合は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れ、押し間違いはありませんか

（「なし」の声あり）

なしと認め表決を確定します。

（賛成多数）

賛成多数 であります。

したがって、請願第４号 「「尾道」ナンバー導入に関する請願書」は原案のとおり、採択することに決定されました。

ここで休憩いたします。再開は１０時３０分いたします。

~~~~~

休 憩 １０時０５分

再 開 １０時３０分

~~~~~

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第１４ 総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 松尾委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

令和 8 年 6 月 19 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

総務文教常任委員会

委員長 松尾 陽子

総務文教常任委員会所管事務調査報告

本委員会をつぎのとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和 8 年 6 月 16 日（火） 午前 9 時開会
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 松尾陽子、宗重博之、佐倉悠希、佐々木浩康、田原賢司、
高橋公時
- 4 説明員 町長・副町長・総務課長・財政課長・企画課長・子育て支援課長
健康保険課長・福祉課長
教育長・学校教育課長・社会教育課長

5 調査項目及び内容

（１）現地調査

ア 保健福祉センター

（ア）相談業務・会議・打合せ等、プライバシー配慮の状況

会議や打合せは、健康増進室や社協の会議室など他の施設を借りることもある。

2 カ所の相談室を事前予約で使用し、相談業務にあたっている。

保健福祉センターでの相談による部屋の使用件数は、3 月が 94 件、4 月が 51 件、5 月が 64 件であり、昨年度は 818 件、うち相談室 1・2 では 340 件であった。

福祉課は、毎日の相談が多く、窓口での対応になっている。プライバシーに配慮した対応は、部屋の確保が難しいため、相談しにくいと直接指摘されたこともある。施設の拡張計画は、国の補助金が確保できず中断

しているが、継続して補助金の獲得をめざしたい。

委員からは「今のこの状況は、プライバシー軽視ではないか。声を出せないことにつながっていくのではないか。人目を気にせずにすむ動線に配慮した作りが必要だ」等の意見がだされた。

委員からの「情報共有は、どこまでされているのか」との問いには、「必要最小限にとどめている」との回答があった。また「今あるものでプライバシーに配慮した改良は」との問いには、「撤去や再利用が可能なものでブースが建てられないか検討したい」との回答があった。

（２）部活動等の移動手段と安全性の確保について

ア 移動手段の実態

基本的な移動手段は、徒歩、自転車、保護者の送迎、貸切バスである。

イ 安全確保の考え方

事業者に貸切バスでの運送を依頼する場合は、貸切バスによる運送の依頼であることを明確に伝えた上で、国から許可を受けたバス事業者と適切に契約をしている。

委員からは「他の自治体で問題になった「白タク」のような違法送迎を懸念していたが、適切に公的契約がされ、安全が担保されていることが確認できた」との意見がだされた。「貸切バスは、試合などで使用されているのか」との問いには「南部地区大会や町の行事、輝くせらの学習発表会での貸切バス使用を想定している」との回答があった。

（３）学校規模適正化検討委員会の開催状況について

ア 学校適正化検討委員会開催スケジュール(全６回開催予定)

５月２２日に第１回が開催され、諮問書が交付された。

６月２２日に第２回を開催し、アンケートの調査項目について審議する予定になっている。その後、１１月のアンケート結果の分析を経て、令和９年２月に教育長に答申を提出する流れになっている。

イ 委員構成 13 名

(大学教授 1 名、地域代表 3 名、各校保護者代表 7 名、小・中校長会 2 名)

委員からの「諮問内容とアンケートの送付先は」との問いには、「諮問内容は、世羅町立小・中学校の適正な学校規模に係る住民意識と実態の調査についてと、適正な学校規模を確保するための適正配置の基本的な方策についての２点である。アンケートは、18歳から70代までの町民1000名を抽出して実施し、児童、生徒、保護者はWebで実施する」との回答があった。

また「郷愁から、学校を残してほしいと望む高齢者の意見と、当事者である若い子育て世代の意見を単純に２等分してしまうと、本当に必要な施策（適正規模への統廃合など）が見えなくなるのではないか」との問いには「抽出も標準化して、クロス集計を用いて年代別の意見や状況が見える形でアンケートしたいと考えている」との回答があった。

（４）陳情第12号に関する町の考え方について

小・中学校のエアコン設置は、理科室や美術室などの特別教室を計画的に実施している。体育館については、教室より多額の経費が必要となる。国からの補助もあるが、現在、学校規模の適正化の検討をすすめている。10年後、20年後を見通した設置計画が必要と考える。

小学校の給食費は、今年度から保護者負担はない。中学校の給食費無償化は、国の動向により検討する。町独自での無償化の考えはない。

委員からの「体育館へのエアコン設置は必ず必要なのか。授業を工夫することでエアコンなしでも可能か」の問いには「真夏でも、2時間目までならエアコンがなくてもそれほど暑くないが、エアコンがあれば活動しやすいのは確かである」との回答があった。

（５）スポーツ施設の安全管理体制について

ア 施設全体の安全管理体制及び利用実態とリスクの把握状況

イ 夜間照明設備の安全性及び屋外施設における熱中症対策

資料により説明があった。

委員からの「熱中症対策は、利用状況を踏まえて対応するということだが、中央スポーツ広場は、2000人から3000人が利用されているが、熱

中症対策はどうなっているのか」の問いには「約 8 割が、甲山ジャガーズの利用で、自前のテントを持参して設置され、日よけをされている」との回答があった。「グランドゴルフでも使いたいという希望があるが、日よけがないので、日中の使用を控えておられる。中央スポーツ広場の地元からも日よけ設置の要望がでている」との意見には「ジャガーズからの要望だと認識を誤っていた。グランドゴルフからの要望として改めて検討する」との回答があった。

「プールの稼働には、清掃、水道代などかなりの予算が必要となる。自由プール、一般開放も、人数が少なく、転換期にきているのではないかと」の問いには「プールの基本的考え方として、大規模改修を伴う場合は廃止するということをご理解いただいている。今年度から西大田プールは廃止し、世羅小学校のプールにバスで送迎することになっている。宇津戸、東についても安全性の確保が難しいとなれば学校のプールを利用していただく」との回答があった。

(6) 令和 8 年度入札発注工事(400 万円以上)の契約・進捗状況及び発注予定について

入札発注工事一覧表及び工事発注予定表により確認した。

(7) グループウェアについて

ア サイボウズ (Garoon) について

(ア) 予算 (サイボウズ Office との比較)

Garoon 導入費用は、セットアップ費用 1,049 万円とライセンス料 216 万円/年で 1,260 万円である。

(イ) Garoon を選択した理由

サイボウズ Office のサービスが 9 月で終了する予定なので、後継バージョンのサイボウズ Garoon に継承する。

(ウ) Garoon で追加される機能の具体的な活用方針

出張伺いなどの簡易的な決裁を Garoon 上で完結させるワークフロー機能、タスク管理するワークスペース機能、会議等の出欠確認の集約

と調整をする出欠アンケート機能、モバイルアプリで連携するスケジュール確認機能が追加される。

委員からは「サイボウズ Garoon の契約年数とセットアップやライセンスの費用以外の保守費用はあるのか。また、ライセンス料は、何人分か」との問いには「何年契約ではなく、1 年更新という形である。設計構築とデータ移行は初年度行うが、次年度以降は、ライセンス料のみ継続して支払う。現在 300 名を想定している」との回答があった。また「グループウェアの導入による、町民への還元は」との問いには、「世羅町役場組織内でのシステムなので、直接還元できるものはないが、効率化により皆様に対応する時間に充てることができる」との回答があった。

(8) 情報系ネットワーク事業について

ア 現年度予算及び内容

イ 主な機能

ウ 導入により、削減される既存システムのランニングコスト（サーバー代等）

資料をもとに説明があった。

委員からの「ファイル共有サービスの導入で、サーバー等の削減ができるのか」との問いには「データの添付から共有サービスによるやりとりが変わる。大きなデータはクラウド保管し、共有されるので、サーバーの容量を追加する必要がないためサーバーの削減につながる」との回答があった。

6 その他(令和 8 年度行政視察項目及び施設先等)

7 月 2 日(木)に大阪府豊中市のインクルーシブ教育の取組みについて、豊中市立東丘小学校を視察見学する。7 月 3 日(金)には、神戸市の子ども・若者ヤングケアラーの取組みについて視察することに決定した。

○議長(高橋公時) ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 以上、総務文教常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（高橋公時） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

日程第 15 産業建設常任委員会報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（上本 剛）

令和 8 年 6 月 19 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

産業建設常任委員会

委員長 上本 剛

産業建設常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

1 開会日時 令和 8 年 6 月 10 日（水） 午前 11 時 55 分開議

2 開会場所 世羅町議会議場

3 出席委員 上本 剛、矢山 靖、亀田知宏、福永貴弘、向谷伸二、
藤井照憲（高橋議長）

4 調査項目及び内容

（１）請願第 4 号「尾道」ナンバー導入に関する請願書について、

紹介議員である松尾陽子議員に説明を求めることについて諮った結果、
全員賛成により出席を求めることとした。

【開会中の事務調査】

1 開会日時 令和 8 年 6 月 15 日（月） 午前 9 時 00 分開議

2 開会場所 世羅町役場 第1会議室

3 出席委員 上本 剛、矢山 靖、亀田知宏、福永貴弘、向谷伸二、
藤井照憲（高橋議長）

4 説明員 町長、副町長、町民課長、産業振興課長、商工観光課長、
建設課長、上下水道課長

5 調査項目及び内容

（1）現地調査

ア 陳情第3号に関する現地調査（大字山中福田）

要望区間約 600 メートルについて車両で現地調査を行い、終点付近から全体状況を確認した。

イ 道の駅世羅（大字川尻）

（ア）駐車場拡張及びイベントスペースの計画位置の確認

大屋根の建設予定地において、大屋根の大きさや形状、向きについて説明を受けた。委員からは、出店事業者の出店料に関する質問があり、これに対し、出店料は4段階で設定されており、町内会員が最も安い区分で2,500円、最も高い区分で10,000円となっている説明を受けた。

（2）宇津戸下仮屋地区臭気問題について

ア 臭気指数及び飼育頭数の推移状況

資料に基づき説明を受けた後、委員から、事業者が実施する臭気成分の詳細調査について、測定結果をどのように臭気対策へ活用するのか質問が出された。特に、高濃度で検出された成分に対し、どのような処置や改善策を講じることで臭気の低減につながるのか、具体的な説明を求めた。

これに対し町側は、まず臭気物質の特定を行い、その結果を基に事業者と効果的な抑制対策を協議・実施していく考えを示した。また、細霧装置の移設だけでなく、原因に応じたより実効性の高い対策が必要であるとの認識を示した。

（3）令和8年度入札発注工事（400万円以上）の契約・進捗状況及び発注予定について

資料により、令和８年度入札発注工事、建設課３件、上下水道課１件、令和８年度建設工事発注予定、町民課１件、建設課２０件、上下水道課２件、産業振興課２件の調査を行った。

（４）企業誘致について

ア 誘致活動の内容と現状

資料により説明を受けたのち委員より、町の課題を提示して企業を募る手法について、「企業が利益につながらない行政課題の解決に取り組むとは考えにくく、町長等によるトップセールスで積極的に企業誘致を進めるべきではないか」との意見が出された。

これに対し町側は、ベンチャー企業などには自社システムの実証実験の場を求めるニーズがあり、昨年度も有害鳥獣対策などの課題に対して複数の企業が関心を示し、実証モデルの構築に至った事例があると説明があった。一方で、その取り組みが実際の拠点設立や企業誘致につながるかは別の課題であり、難しい点であるとの認識を示した。

イ 今後の目標や将来像

町は情報発信の不足を改善するためにホームページを分かりやすく再構成し、最小限の予算で相談窓口を広く開けつつ迅速な企業対応を行う体制を整え、さらにお試し利用で関心を持った企業を町内の空き家・貸家などの不動産へとスムーズに繋げて事業展開を支援する方針を示している。

（５）物価高騰対策の実施状況について

ア 物価高騰の状況

資料により説明を受けた、委員より、県内企業の約４８％が物価上昇を懸念しているとの調査結果を踏まえ、町内の事業者における影響や実態を把握しているのか質問があった。

これに対し、町内事業者からプラスチック資材の不足により事業計画に支障が生じていることや、資材価格の高騰による経費増加で収益面に一定の影響が出ているとの声を把握していると回答があった。

イ 支援メニューの精査と拡充の考え方

「事業者が倒れる前に、経営発達支援計画に基づき商工会と連携して

一步踏み込んだ支援体制を再構築すべきだ」という指摘に対し、町は単独での対策は難しいものの、県が実施する賃上げ支援補助金などの情報を商工会を通じて迅速に提供し、活用を促していく方針を示した。また、原材料が入らない場合の相談窓口（サイト）などの情報提供を行い、事業者に寄り添った情報発信に努めたいとしている。

（６）地域商品券「せら元気応援券」の取組みについて

ア 取扱店の登録・周知状況

登録店舗数は令和８年５月末時点で２０６店舗となっており、その大半は世羅町商工会の会員事業者だが、商工会員以外の店舗からも６店舗の登録がある。

町側は、取扱店の募集にあたり、商工会会員への案内送付、町ホームページへの掲載、防災行政無線による周知を行ったと説明を受けた。また、町民に対しては、商品券発送時に取扱店一覧を同封したほか、追加店舗情報を町ホームページで随時更新し、各取扱店では専用ポスターを掲示するなど、利用促進に向けた周知を実施したと回答があった。

イ 配付状況・利用状況・換金状況

大手スーパーなどでの利用が中心であるという報告を受け、「町内の小規模な事業者に支援が行き渡っておらず、経済効果が薄いのではないか」との質問に対し、大手スーパーでの利用が多い傾向にある。また、現在の制度は国の交付金の趣旨に基づき、全ての町内事業者が参加できるよう設計したもので、今後については、事業終了後に利用実績を詳細に精査・分析し、その結果を商工会と共有するとともに、小規模店舗への波及効果を含めた検証を行い、次期施策や新たな支援制度に反映する必要があるとの説明を受けた。

（７）インバウンド対策の近隣市町との相互連携について

ア 近隣市町との連携・協力の状況及び今後の考え方

資料により説明を受けた、委員からは、「連携に消極的な自治体とは無理に組まず、やる気のある民間や広域団体と連携する」という方針に対し、「行政がやるべき仕事は、近隣市町と一緒に旅行訪問計画を立

てるなど、行政の信用力を背景にした広域的な対応ではないか」との質問に対し、過去に複数自治体による共同 PR を実施した際、各自治体の特色が薄れ十分な効果が得られなかった経験があると説明があった。そのため現在は、無理に近隣自治体と連携するのではなく、目的やターゲットが一致する自治体や広域団体と効果的な連携を図る方針を示した。

6 その他（令和 8 年度行政視察項目及び視察先等）

当初検討していた視察先については、予約状況や内容の調整が難航している。そのため、委員から世羅町と同様の「中山間地域」におけるスマート農業や農業法人の先進的な取り組み、さらに道の駅や観光振興を視察項目とする提案があり、候補先として鳥取市が挙げた。併せて、他県の取り組みも案として示され、議論が行われた。

最終的な視察先については、鳥取市を軸に、他の案も含めて正副委員長で精査・調整し、7月の実施に向けて決定することとした。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 以上、産業建設常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（高橋公時） 以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

日程第 16 議会広報広聴常任委員会報告を行います。

議会広報広聴常任委員長の報告を求めます。

○議会広報広聴常任委員長（向谷伸二） 議長。

○議長（高橋公時） 向谷委員長。

○議会広報広聴常任委員長（向谷伸二）

令和 8 年 6 月 19 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

議会広報広聴常任委員会

委員長 向谷 伸二

議会広報広聴常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和 8 年 6 月 17 日（水） 午前 11 時 25 分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 向谷伸二、松尾陽子、亀田知宏、佐倉悠希、矢山 靖、
佐々木浩康（高橋議長）
- 4 調査項目及び内容

（１）議会報告会・意見交換会について

ア 令和 8 年度の計画

議会全体としての議会報告会・意見交換会の開催内容については、議会改革調査特別委員会にて確認した。議員配置は 1 会場 8 名体制とし、1 議員が 2 会場を担当することとした。日程については、委員会視察等の日程確認後、決定することとした。今後は、日程調整と同時に会場の確保及び周知を進めていくことを確認した。

イ 広報広聴常任委員会による、意見交換会について

「農業及び農業法人の今後は」について、世羅町農業委員会に依頼し、意見交換を行うことを確認した。

（２）議会だよりについて

8 月号の議会だよりは、全 16 ページで議案審議を中心とした紙面構成とする。編集期間は 6 月 22 日以降の 6 日間程度とすることを決定した。

（３）その他

ア 令和 8 年行政視察について

7 月 8 日・9 日に福岡県の須恵町及び大刀洗町を訪問し、広報誌づくりについて意見交換することとした。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

○議会広報広聴常任委員長（向谷伸二） 以上、議会広報広聴常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（高橋公時） 以上で、議会広報広聴常任委員長の報告を終わります。

日程第 17 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員会（田原賢司） 議長。

○議長（高橋公時） 田原委員長。

○議会改革調査特別委員長（田原賢司）

令和 8 年 6 月 19 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

議会改革調査特別委員会

委員長 田原 賢司

議会改革調査特別委員会調査中間報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告します。

【開会中の調査】

第 1 開会日時 令和 8 年 6 月 17 日（水） 午前 9 時開議

第 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室

第 3 出席委員 田原賢司、佐倉悠希、亀田知宏、矢山 靖、宗重博之、
佐々木浩康、福永貴弘、向谷伸二、上本 剛、松尾陽子、
藤井照憲、（高橋議長）

第 4 調査事項

1 議員研修

（１）ＡＩの活用方法について（佐倉副委員長）

「議員のためのＡＩ活用研修～知る・使う・活かす～」

内容としては、ＡＩの基礎理解、プロンプト（指示文）の書き方（基本・応用）、議会活動におけるＡＩ活用の具体的場面について、資料に基づき説明を受けた。

会議録の要約や広報、予算の分析など具体的な活用方法について学び、今

後も A I 活用について研修の機会を設けることを決定した。

(2) LINE WORKS の活用について (間處主査)

トークルームによる情報共有、離れていても作れるチームワーク、機能拡張、情報漏洩対策について説明を受けた。

2 その他

(1) 議会報告会・意見交換会について

テーマは「議員のなり手不足を解消するためには、何が必要と思いますか」とし、10～11月の土・日、午前とし、会場は旧町単位の3地区で開催することとした。

以上、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長(高橋公時) 以上で、議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第18 議員派遣についてを議題といたします。

本件については、会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

ただ今、議員派遣について可決されましたが、本件に関し、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議なしと認めます。

したがって、本件、議員派遣に関する変更等の決定については、議長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その他条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任され

たいと思います。これにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声 〕

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

これをもって、令和８年 第２回世羅町議会 定例会 を「閉会」いたします。
(起立・礼)

~~~~~

閉 会 11時02分

(起立・礼)

~~~~~

閉 会 時 分